議案第13号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除 に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 現在、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく 債務の免除に関する条例により懲戒処分又は賠償責任に基づく債務の免除を受けて いる職員は在職しておらず、同条例は所期の目的を達成したので、同条例を廃止す るため、本案を提出する。 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除 に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年3月世田谷区条例第3号)は、廃止する。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、なお、その効力を有する。